

◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1431 2018年6月25日  
**(情報) 26日参議院厚労委に首相出席/強行採決を許すな!**

明日26日、参議院厚労委員会は、11時半から13時に首相入り、14時から17時まで質疑となりました。

野党は、採決を前提とする委員会開催には応じてはいません。

しかし、与党側はこの厚労委で採決を強行しようとの目論見です。

これに対して、日本労働弁護団、過労死を考える家族の会は、強行採決された場合は、18時半から参議院議員会館前で「強行採決、怒りの抗議集会」を行う。

強行採決ができなかった場合は、27日(水)18時半から1時間程度、JR新橋駅前  
で街宣活動を行う。

28日(木)に採決が強行された場合は、18時半から参議院議員会館前で「強行採決、怒りの抗議集会」を行う。

さまざまな労働組合が結集した「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション(雇用共同アクション)」は、26、28日の厚労委への傍聴行動と、昼には「強行採決をするな!」との参議院議員会館前集会を取り組みます。

名古屋では、26日の昼、東京での行動と繋がって街頭行動がユニオン東海ネットなどにより取り組まれます。

強行採決を許さない! 声を大きくあげていきましょう!!

.....

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者: 岡本)

136-0071 江東区亀戸7-8-9 松甚ビル2F 下町ユニオン内

TEL: 03-3638-3369 FAX: 03-5626-2423

E-mail: shtmch@ybb.ne.jp

.....

◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1432 2018年6月25日  
(報告)「働かせ方改革」阻止！行動／静岡ふれあいユニオン

〈静岡ふれあいユニオン委員長 小澤〉

6月20日、静岡ふれあいユニオンは、静岡県ユニオンネットワーク、静岡県共闘などと  
ともに静岡労働局交渉を展開した。

5月18日に労働法制改悪反対キャラバン行動時に静岡労働局へ提出した要望書（添付）  
にたいする回答を得、交渉するためだ。

「高プロ反対」「働き方改革反対」について、労働局は私たちの要望書と主張を厚労省に  
伝えるという回答であった。

6月24日には、静岡市の繁華街で2時間、「高プロ反対」「働き方改革反対」宣伝行動が  
行われた。（チラシ添付）

参加者は、静岡ふれあいユニオン他、静岡県ユニオンネットワーク、静岡県共闘など約2  
0名

時間外労働の実態についてのシール投票も合わせておこなわれた。  
アルバイトと思われる高校生たちも、私たちの「残業代ゼロ法案」反対の呼びかけに共感の  
エールを送っていた。

最後の最後まで「働き方改革阻止」の旗を降ろさない

.....  
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

136-0071 江東区亀戸7-8-9 松甚ビル2F 下町ユニオン内

TEL：03-3638-3369 FAX：03-5626-2423

E-mail：shtmch@ybb.ne.jp  
.....

2018年5月18日

静岡県労働局

高森 洋志 局長 殿

労働法制改悪阻止！全国キャラバン静岡集会実行委員会

静岡県ユニオンネットワーク

郵政産業労働者ユニオン静岡県協議会

国鉄労働組合静岡地方本部

全日建連帯労働組合静岡支部

◆連絡先 静岡市葵区田町3-5-6

TEL 054-271-7302 FAX 054-271-7339

### 要 請 書

いま日本社会にあって、労働者市民の生活は非正規労働の拡大によって貧困と格差問題は深刻となり、また、正社員であっても長時間労働に起因する過労死、メンタル疾患の拡大が大きな社会問題となっているところです。都市と地方間の格差についても深刻なものがあります。政府においてはこれらの諸問題解決のための施策を喫緊のものとして実施することが求められています。

しかし、現在、政府が進めようとしている「働き方改革」関連法案なるものはこの課題を解決しないばかりか、逆に労働者の生活を更に破壊して、貧困層を増大させ格差を拡大させるとともに、過労死などの増加が容易に想像できる法改悪だと言わなければなりません。また、この過程に於いて労働実態調査のデータねつ造問題まで発覚したところです。極めて遺憾な事であり、厳しく反省される事を求めます。

私たちはこうした労働行政の現状の転換を求め、「8時間働けば暮らせる社会」を実現するために全国キャラバン行動を展開しております。

つきましては貴職に以下要請いたします。

### 記

#### 1. 「働き方改革」関連法案について

- 1) 「働き方改革」関連法案を撤回し、労働実態を改めて調査し、労働政策審議会における審議を充実させること。並びに高プロ制度の導入をしないよう本庁へ具申すること。
- 2) 労働時間管理、時間外労働への監督を強め、違法残業の取り締まりを強化すること。
- 3) 超時間過密労働による労災申請にあたっては速やかに調査を行い、認定にあたる

こと。

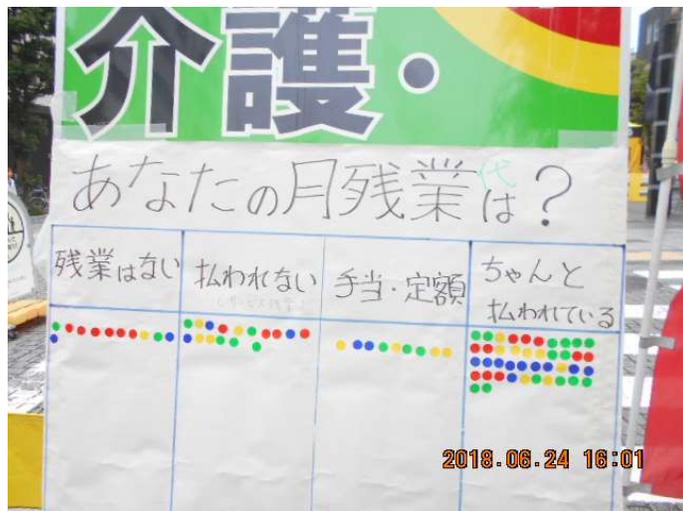
2, 8時間働けば暮らしていける賃金の実現について

- 1) 最低賃金審議会の公開原則を堅持し、労働者の多様な意見を聴取すること。
- 2) 最低賃金を今すぐ1000円に引き上げを行うとともに、労働者が最低の生活を維持できるために、1500円へと引き上げるよう本庁に具申すること。
- 3) 非正規労働者について労契法20条による不合理な差別を行わないようにすると共に、18条における無期転換を企業に督促すると共に、違法脱法行為による雇用の打ち切りに対して厳しく対処すること。

3, 外国人労働者の権利保障について

- 1) 外国人技能実習生を雇用する企業並びに受け入れ団体の労基法違反を厳しく取り締まること。

以 上



# 「働き方改革」は**経済政策**です 働く人の命と健康は 考えていません



2月の衆議院予算委員会の公聴会で「裁量労働制は絶対認めない」と述べた過労死家族会の寺西会長の声はまだ届いていないようだ

静岡労働局は今年8日、労働基準監督官による3374事業所の立ち入り調査の結果を発表、6割を超える事業所で改善を勧告、指導等を行ったとのこと。

過重労働解消キャンペーン中だったこともあり、実施事業所321の内半分が80時間以上の残業や賃金不払いなどがありました。

基本がだめなら「やり直し」が普通

偽造や改ざんが当たり前になってしまった今の政治、残業の調査では「一日24時間以上の残業」なんていう結果がポロポロ出て二割にもなったのに、「残りの八割はいいから」とそのまま。こんなこと世間では通用しません。

私たちは「生身の人間」

高度プロフェッショナルを進める産業競争力会議の中心人物竹中平蔵さんは「時間ではなく成果で評価する」とよく言います。言い換えると会社の求める成果が出なければ働き続けることになりません。生身の人間を守る基準については、「世の中の理性を信じれば」なんて具体性のない話で逃げています。

「24時間働け」も合法

日本労働弁護団の森（なつめ）事務局長は、政府の「自律的な働き方」について、法案には働く人が出勤や休みを自由に取れるということはどこにも書いてないと指摘。

健康確保についても、四週間で四日休日を与えればよいというもので、『残り24日は24時間勤務』でも合法になると明かしています。